

# 草津栗東行政事務組合行政財産使用料徴収条例施行規則

令和5年3月13日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合行政財産使用料徴収条例（令和5年草津栗東行政事務組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の分割納付)

第2条 条例第4条第1項ただし書の規定により使用料を分割して納付することができる場合は、使用料の額が100,000円以上のときとする。

(使用料の還付手続)

第3条 条例第4条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、草津栗東行政事務組合行政財産使用料還付決定書（別記様式）により行うものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第5条の規定により使用料を減免する場合およびその減免できる額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 国または地方公共団体が公用または公共用に使用するとき。（土地に限る。） 全額免除
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項に規定する指定金融機関が公金の収納または支払のために使用するとき。 全額免除
- (3) 新聞記者室として使用するとき。 全額免除
- (4) 組合の事務事業の一部を組合以外の者に委託した場合において、受託者がその事務事業を行うために必要な施設として使用するとき。 全額免除
- (5) 組合が設立した法人がその事務所または作業所として使用するとき。 全額免除
- (6) 有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第3条の規定による許可を受けた者が設置する有線放送電話柱等の施設に使用するとき。 全額免除
- (7) 使用料を徴収する電柱を支えている支柱、支線（支線柱を除く。）の施設に使用するとき。 全額免除
- (8) 街灯、標識等で営利目的がなく、公衆の便利に著しく寄与する物件のために使用するとき。 全額免除
- (9) 災害その他緊急やむをえない事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。 全額免除
- (10) 前各号に定めるもののほか管理者が組合の行政事務遂行上特に必要と認めるとき。 管理者が定める額を減額

(使用料の減免手続)

第5条 条例第5条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請時に申請する

ものとする。

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

草津栗東行政事務組合行政財産使用料還付決定書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

草津栗東行政事務組合管理者

年 月 日付けで納付された使用料については、草津栗東行政事務組合行政財産使用料徴収条例第4条第2項の規定により、次のとおり還付します。

使用許可物件の明細	
使用許可の目的	
使用許可の期間	
納付済使用料額	
還付金額	
還付の理由	